

一抜け方式における落札者決定方法について

1 落札者決定方法について

一抜け方式の案件については、開札予定時刻の早い案件順に落札者を決定します。

一連の入札において、先に落札者となった業者の入札書は、以降の入札では無効となり、落札者となることができません。

一抜け方式における一部の入札が不調又は不落等によって落札者が決定しない場合、落札者が決定しない入札を初度の開札順から除き、別の公告又は指名通知によって後日行うことがあります。

この場合、それぞれの入札に係る落札者又は契約者は後日行う入札の落札者になることができません。

2 落札したとき

落札者決定後、落札者にはその後の手続きについて当市からご連絡いたします。（翌日までに連絡がない場合はお手数ですがお知らせください。）

3 落札者がいないとき（再度の入札の実施について）

再度の入札となった場合は、初度の開札後すみやかに実施しますので、開札時刻には待機をお願いします。

なお、先行する案件の落札者が決定するまで、後続の案件の開札は延期されます。

4 再度の入札でさらに落札者がいないとき

随意契約により見積合わせを実施する場合は、開札後すみやかに電子入札システムにより見積依頼します。